

## 狛江市電力の調達に係る環境配慮方針

令和2年12月16日

### (目的)

第1条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第11条第1項に規定する方針として、市が行う電力の調達に係る契約（以下「電力調達契約」という。）の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力を調達するために必要な事項を定め、もって市における温室効果ガス等の排出の削減を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この方針における用語の定義は次に掲げるとおりとする。

- (1) 競争入札 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する指名競争入札
- (2) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者
- (3) 調整後排出係数 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年3月29日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に規定する調整後排出係数
- (4) 再生可能エネルギー電気 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー電気

### (基本事項)

第3条 市長は、電力調達契約の競争入札の実施に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境への配慮の状況について、第5条に規定する環境配慮評価項目の評価を行うものとする。

### (対象)

第4条 この方針は、市の全ての部局が競争入札により行う電力調達契約に適用する。

### (環境配慮評価項目)

第5条 環境配慮評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 調整後排出係数
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用率
- (3) 未利用エネルギーの活用状況

### (参加資格要件)

第6条 競争入札に参加を希望する小売電気事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する調整後排出係数について、別表の狛江市電力調達契約に係る環境配慮評価基準（以下「評価基準」という。）に定める基準値以下であること。
- (2) 前条に規定する環境配慮評価項目について、評価基準に定める配点により算定した評

価値の合計が70点以上であること。

(3) 電源構成及び調整後排出係数(以下「電源構成等」という。)の算定及び開示について、経済産業省が定める電力の小売営業に関する指針に示された望ましい方法に準じて実施していること。

(評価)

第7条 競争入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条各号の要件について狛江市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく報告書(別記様式)に記載し、入札ごとに定める期限までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を審査するものとする。

(方針の見直し)

第8条 この方針は、第1条に規定する目的の達成に資するよう、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

(庶務)

第9条 この方針に関する事務処理は、環境部環境政策課において行う。

(委任)

第10条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この方針は、令和2年12月16日から施行する。

別表（第6条関係）

狛江市電力調達契約に係る環境配慮評価基準

1 基準値による評価（第6条第1号）

評価基準	基準値
平成30年度の1kWh当たりの調整後排出係数 <sup>※1</sup> が右欄に掲げる値以下であること。	0.488 kg-CO <sub>2</sub> /kWh

2 配点による評価（第6条第2号）

環境配慮項目	区分	評価点
平成30年度の1kWh当たりの調整後排出係数 <sup>※1</sup> (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上	45
平成30年度の再生可能エネルギー電気の利用率 <sup>※2-1 ※2-2</sup>	15.0%以上	25
	10.0%以上 15.0%未満	20
	5.0%以上 10.0%未満	15
	5.0%未満	0
平成30年度の未利用エネルギーの活用状況 <sup>※3</sup>	活用している	5
	活用していない	0

※1 調整後排出係数について

調整後排出係数で、環境大臣及び経済産業大臣により小売電気事業者ごとに公表されているもののうち、事業者全体の参考値として示されている値とする。

※2-1 再生可能エネルギー電気の利用率の算出について

次の算式により算出した値とする。ただし、他電気事業者への販売分は含まない。

$$\text{再生可能エネルギー利用率 (\%)} = (\text{A} + \text{B}) \div \text{C} \times 100$$

A 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））

B 他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度による買取電力量を含む。）

C 供給電力量（需要端（kWh））

※2-2 再生可能エネルギー電気について

FIT 法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー電気で、同条第4項に規定する再生可能エネルギー源である太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。

※3 未利用エネルギーについて

発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。）をいう。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分は含まない。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（FIT 法第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス